

「近所で手を取り合って助け合い」町会・自治会に加入しましょう

ごみ収集車の音楽が変わります

4月2日(月)から、ごみ収集車の作業中の音楽が、「福生市の歌」に変わります。なお、ごみや資源は今ままでおり、午前8時までに出してください。

※作業中は車両の一時停止など、通行時にご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【問合せ】環境課ごみ対策係 ☎551・1731

たっけー☆サイクルをご利用ください

市では環境にやさしい交通手段として電動アシスト自転車を使ったサイクルシェアリング(通称「たっけー☆サイクル」)の利用を推進しています。たっけー☆サイクルに乗って、和と洋が織りなす

福生市内の散策をしてみませんか。

利用方法は登録が必要な会員登録と登録不要の一時利用の二通りがあります。詳細は、くるみるふっさへお問い合わせください。

【問合せ】くるみるふっさ ☎530・2341(火)日曜日の午前10時〜午後6時 営業※月曜定休日。祝日の場合は翌日)

フレッシュランド西多摩からのお知らせ

写真展

羽村市シルバー人材センター「フォト桜友会」による作品展を開催します。

【期間】3月6日(火)〜18日(日) ▼教室案内

- ①フラダンス教室：毎週水曜日午後1時〜2時
②ヨガ教室：毎週木曜日午後1時30分〜2時30分
【参加費】(1回)①、②と

多摩川中央公園のバーベキュー施設の利用再開について
新バーベキュー場
旧バーベキュー場
多摩川中央公園
多摩川中央公園の改修工事のため、バーベキュー施設の利用を中止していましたが、3月末の工事の終了に伴い、4月からバーベキュー施設の利用を再開する予定です。
【期間】平成30年4月1日から再開予定
【問合せ】施設公園課施設公園グループ ☎551・1985

も、福生市、青梅市、羽村市、瑞穂町在住の方800円、その他の地域に在住の方1,100円

※参加費は、教室と入浴3時間のセット料金です。回数券、サービス券などは利用できません。

【問合せ】フレッシュランド西多摩 ☎570・2626

市では個人住宅の耐震化を支援しています

- ①簡易耐震診断(無料)
②耐震診断費用の一部助成(昭和56年以前に建築された木造二階建て住宅の耐震診断に対して助成)
③耐震改修費用の一部助成

【問合せ】①施設公園課建築グループ ☎551・1972

②③まちづくり計画課計画グループ ☎551・1952

固定資産税・都市計画税を最大50万円キャッシュバック!

【対象住宅の主な要件】

- ①市内に存する長期優良住宅の認定を受けた住宅であること
②平成27年1月2日から平成33年1月1日までの間に建築された住宅であること
③住宅の居住の用に供する部分の延べ床面積が90㎡以上(マンション等区分所有住宅の場合は専有部分が70㎡以上)であること
④中古住宅でないこと

【対象者の主な要件】

- ①対象住宅に課された固定資産税・都市計画税の納税

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎551・

義務者であること

②固定資産税・都市計画税課税年度の末日(3月31日)時点において16歳以下である子がいること

③1月1日から12月31日までの1年間、対象住宅に継続して子と同居している親であること

④市税の滞納がないこと

【助成金額】家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額(上限10万円※年間)

【申請期間】その年度の固定資産税・都市計画税の最終納期限の翌日から3月31日まで

※事前にご連絡いただいた今回の申請対象者には、通知を発送しています。ご確認ください。

【助成期間】次の①、②のいずれか早い年度までとなります。

①対象住宅の固定資産税・都市計画税の課税初年度から5年度

②子の全員が年度中に16歳に達する年度

【その他の事項】助成対象者が、親世帯と同居または近居(市内または2km以内)する場合で、かつ新たに住宅ローン「フラット35」を利用する場合、一定期間、金利の引き下げを受けることができます。

※ご自身が申請できる要件を満たしているかを確認された方は、まちづくり計画課住宅グループへご連絡ください。

【問合せ】まちづくり計画課住宅グループ ☎551・

障害者(児)への医療費助成のお知らせ

該当する可能性がある場合はご相談ください。
◆心身障害者(児)医療費助成
【対象】身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級)または愛の手帳1・2度の方
◆精神通院医療
【対象】精神通院している在宅の精神障害者
◆更生医療
【対象】18歳以上で東京都心身障害者福祉センターの判定に基づき該当すると認められた身体障害者
◆難病等医療費の助成
【対象】①国または都の指定する難病に罹患している方
②次の(ア)または(イ)のいずれかに該当する方
(ア)その病状が厚生労働大臣または知事が定める程度の方
(イ)上記(ア)に該当しないが、同一の月に受けた難病に係る医療費総額について、33,330円を超えた月数が、申請を行った日の属する月以前の12か月以内にすでに3か月以上あった方
◆小児慢性疾患医療費助成
【対象】18歳未満で、小児慢性対象疾患に罹患している方(ただし、18歳以降についても、継続して更新手続を行った場合に限り、20歳まで延長可能)
◆B型・C型肝炎ウイルス肝炎治療医療費助成
【対象】B型・C型肝炎のインターフェロン治療(3剤併用療法を含む)、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療およびC型肝炎のインターフェロンフリー治療を要すると診断された方
◆小児精神障害者入院医療費助成
【対象】精神科への入院治療を必要とする18歳未満の方
【問合せ】障害福祉課 ☎551・1742
◆育成医療
【対象】18歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により障害の改善が見込まれる方
【問合せ】子ども育成課子育て支援係 ☎551・1737

4月の女性悩みごと相談
羽村市との共同事業

自分自身の生き方、家族や職場の人間関係、配偶者や恋人からの暴力など、女性が抱えるさまざまな悩みごとの相談をお受けします。

【福生市の日時・場所】11日(水)・25日(水)午前9時〜午後1時・市役所1階1番秘書広報課第1相談室

【羽村市の日時・場所】4日(水)・18日(水)午後1時30分〜4時30分・羽村市役所1階市民相談室

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へも申込みが可能です。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市秘書広報課広報聴係 ☎551・1529、羽村市市民相談係 ☎555・1111(内線541)へ。

民生委員制度100周年記念活動に取り組みます!

3月1日から、民生委員制度創設100周年記念活動として、市の事業である「災害時要援護者登録制度」と「救急医療情報キット配布」

【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1522

【申込み】福生市・羽村市在住の女性の方でしたら、どちらの市へも申込みが可能です。予約制で先着3人まで。予約は、相談日の1か月前から福生市秘書広報課広報聴係 ☎551・1529、羽村市市民相談係 ☎555・1111(内線541)へ。

また、今後も、民生委員・児童委員は「地域の相談役」として、一人でも多くの悩みごとや困りごとに応じ、解決に向け取り組んでいきます。

【問合せ】社会福祉課庶務・福祉計画担当 ☎551・1522